

令和4年第2回（3月）吉川市議会定例会

議 案 書

吉 川 市

★この議案書は個人情報に配慮するため一部加工しています

No.	議案番号	件名	頁
1	第2号議案	吉川市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例	1
2	第3号議案	吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例	2
3	第4号議案	吉川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
4	第5号議案	吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	24
5	第6号議案	吉川市手数料条例の一部を改正する条例	33
6	第7号議案	吉川市文化芸術基本条例	58
7	第8号議案	吉川市部設置条例の一部を改正する条例	62
8	第9号議案	吉川市減債基金条例	64
9	第10号議案	吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	66
10	第11号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	70
11	第12号議案	工事請負契約の締結について	74
12	第13号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	75
13	第14号議案	工事請負契約の変更契約の締結について	76
14	第15号議案	埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について	77
15	第16号議案	副市長の選任について	82
16	第17号議案	教育委員会教育長の任命について	84
17	第18号議案	農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて	86
18	第19号議案	農業委員会委員の任命について	87
19	第20号議案	農業委員会委員の任命について	89
20	第21号議案	農業委員会委員の任命について	91
21	第22号議案	農業委員会委員の任命について	93
22	第23号議案	農業委員会委員の任命について	95
23	第24号議案	農業委員会委員の任命について	97
24	第25号議案	農業委員会委員の任命について	99

25	第 26 号議案	農業委員会委員の任命について	101
26	第 27 号議案	農業委員会委員の任命について	103
27	第 28 号議案	農業委員会委員の任命について	105
28	第 29 号議案	農業委員会委員の任命について	107
29	第 30 号議案	農業委員会委員の任命について	109
30	第 31 号議案	農業委員会委員の任命について	111
31	第 32 号議案	農業委員会委員の任命について	113
32	第 33 号議案	農業委員会委員の任命について	115
33	第 34 号議案	農業委員会委員の任命について	117
34	第 35 号議案	農業委員会委員の任命について	119
35	第 36 号議案	農業委員会委員の任命について	121
36	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦について	123
37	第 37 号議案	令和 3 年度吉川市一般会計補正予算（第 1 4 号）	—
38	第 38 号議案	令和 3 年度吉川市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	—
39	第 39 号議案	令和 3 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業 特別会計補正予算（第 3 号）	—
40	第 40 号議案	令和 3 年度吉川市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	—
41	第 41 号議案	令和 4 年度吉川市一般会計予算	—
42	第 42 号議案	令和 4 年度吉川市国民健康保険特別会計予算	—
43	第 43 号議案	令和 4 年度吉川市農業集落排水事業特別会計予算	—
44	第 44 号議案	令和 4 年度吉川市介護保険特別会計予算	—
45	第 45 号議案	令和 4 年度吉川市後期高齢者医療特別会計予算	—
46	第 46 号議案	令和 4 年度吉川市吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業 特別会計予算	—
47	第 47 号議案	令和 4 年度吉川市水道事業会計予算	—
48	第 48 号議案	令和 4 年度吉川市下水道事業会計予算	—

第2号議案

吉川市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

吉川市空家等対策協議会条例（平成27年吉川市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>都市整備部都市計画課</u> において処理する。	(庶務) 第9条 協議会の庶務は、 <u>市民生活部危機管理課</u> において処理する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

空家等対策事業について、空家等の利活用を促進するため、その所管を都市整備部都市計画課に変更することから、空家等対策協議会の庶務担当部署についても、都市計画課に変更したいので、この案を提出するものである。

第3号議案

吉川市介護福祉総合条例の一部を改正する条例

吉川市介護福祉総合条例（平成12年吉川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「移動後号等」という。）が存在する場合には、当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には、当該移動号等を削る。

改正後	改正前
<p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1) 保健施策</p> <p>ア～ク 略</p> <p>ク 略</p> <p>コ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p>(条例で定める介護福祉の内容)</p>	<p>第7条 市は、法令及びこの条例に定めるところにより、次に掲げる介護福祉を行う。</p> <p>(1) 保健施策</p> <p>ア～ク 略</p> <p><u>ケ 公衆浴場無料入浴券の支給</u></p> <p>コ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(2)～(11) 略</p> <p>(条例で定める介護福祉の内容)</p>
<p>第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p>	<p>第8条 前条に掲げる介護福祉のうち条例で定める介護福祉（介護保険給付以外のものをいう。以下この節において同じ。）の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 公衆浴場無料入浴券の支給 心身の健康の</u></p>

<p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>2 略</p>	<p><u>保持及び増進のため、市内に住所を有する 6</u></p> <p><u>5 歳以上の者を対象に市内の公衆浴場に無料</u></p> <p><u>で入浴できる券を支給する施策</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

市内公衆浴場の廃業に伴い、公衆浴場無料入浴券の支給を廃止したいので、この案を提出するものである。

第4号議案

吉川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成25年吉川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項等とし、移動後条項等に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第2条の2</u> ）	第1章 総則（第1条・ <u>第2条</u> ）
第2章 歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造（第3条—第10条）	第2章 歩道等（第3条—第10条）
第3章 立体横断施設の構造（第11条—第16条）	第3章 立体横断施設（第11条—第16条）
第4章 乗合自動車停留所の構造（第17条・第18条）	第4章 乗合自動車停留所（第17条・第18条）
第5章 自動車駐車場の構造（第19条—第29条）	第5章 自動車駐車場（第19条—第29条）

<p><u>第6章 旅客特定車両停留施設の構造（第30条-第40条）</u></p> <p><u>第7章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第41条-第44条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成<u>18</u>年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、<u>自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路</u>、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場<u>若しくは旅客特定車両停留施設</u>の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物</p>	<p><u>第6章 移動等円滑化のために必要なその他の施設等（第30条-第33条）</u></p> <p>附則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成<u>23</u>年法律第91号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条（第4号に限る。）及び道路構造令（昭和45年政令第320号）第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は<u>除雪のために必要な幅員</u></p>
---	---

<p>件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は<u>吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例</u>（平成25年吉川市条例第10号。以下「<u>道路構造条例</u>」という。）第41条第1項の<u>歩行者の滞留の用に供する部分の幅員</u>を除いた幅員をいう。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><u>(災害等の場合の適用除外)</u></p> <p><u>第2条の2 災害等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備については、この条例の規定によらないことができる。</u></p> <p>第2章 <u>歩道等及び自転車歩行者専用道路等の構造</u></p> <p>(歩道)</p> <p>第3条 道路（<u>自転車歩行者道を設ける道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、<u>道路構造条例第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構</u></p>	<p>を除いた幅員をいう。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第2章 歩道等</p> <p>(歩道)</p> <p>第3条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第4条 歩道の有効幅員は、<u>吉川市道路の構造の技術的基準に関する条例</u>（平成25年吉川市条例第10号。以下「<u>道路構造条例</u>」という。）<u>第12条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>2 略</p>
---	---

<p><u>造条例第39条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第40条第1項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路（以下「自転車歩行者専用道路等」という。）の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（舗装）</p> <p>第5条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</u></p> <p>（勾配）</p> <p>第6条 <u>歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）又は自転車</u></p>	<p>3 <u>歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（舗装）</p> <p>第5条 <u>歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</u></p> <p>（勾配）</p> <p>第6条 <u>歩道等の縦断勾配は、5パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。</u></p> <p>2 <u>歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配</u></p>
---	--

歩行者専用道路等の横断勾配は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設の構造

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)及び(4) 略

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

(6)及び(7) 略

は、1パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

第3章 立体横断施設

(エレベーター)

第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.5メートル以上とし、内法奥行きは1.5メートル以上とすること。

(2) 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）にあつては、内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。

(3)及び(4) 略

(5) 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

(6)及び(7) 略

<p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>第4章 乗合自動車停留所<u>の構造</u></p> <p>第5章 自動車駐車場の<u>構造</u></p> <p>第29条 略</p> <p>第6章 <u>旅客特定車両停留施設の構造</u></p>	<p>(8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。</p> <p>(10)～(12) 略</p> <p>(13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられている場合においては、この限りでない。</p> <p>(傾斜路)</p> <p>第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>第4章 乗合自動車停留所</p> <p>第5章 自動車駐車場</p> <p>第29条 略</p>
--	---

(通路)

第30条 公共用通路（旅客特定車両停留施設に旅客特定車両（道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第1条第1号から第3号までに掲げる自動車という。以下同じ。）が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものという。以下同じ。）から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに1以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅員は、1.4メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、5.0メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段

差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路（以下「移動等円滑化された通路」という。）において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター（第32条の基準に適合するものに限る。）又は傾斜路（第33条の基準に適合するものに限る。）を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定

める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(出入口)

第31条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(エレベーター)

第32条 移動等円滑化された通路に設けるエレ

ベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は1.4メートル以上とし、内法奥行きは1.35メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。）にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第1号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第12条第5号から第13号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(傾斜路)

第33条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下この条において同じ。）は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合

においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとするものとする。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(エスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもつと下り専用のもつをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方

向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。
ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下この号において「旅客特定車両用場所」という。）に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

（運行情報提供設備）

第37条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(便所)

第38条 第27条から第29条までの規定は、
旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合につ
いて準用する。この場合において、第28条第
1項第1号中「第22条に規定する通路」とあ
るのは「移動等円滑化された通路」と「同条各
号」とあるのは「第22条各号」と読み替える
ものとする。

(乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第39条 乗車券等販売所を設ける場合は、その
うち1以上は、次に定める構造とするものとす
る。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所
との間の通路は、第30条第1項各号に掲げ
る基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち1以上
は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とす
ること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定め
る構造とすること。

(7) 有効幅は、80センチメートル以上と
すること。

(i) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通
過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる
段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設

ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所（勤務する者を置かないものを除く。）は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

第7章 略

(案内標識)

第41条 略

2 略

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待

第6章 略

(案内標識)

第30条 略

2 略

<p><u>合所、案内所若しくは休憩設備（第5項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。</u></p> <p><u>4 前項の案内標識は、日本産業規格Z8210に適合するものとする。</u></p> <p><u>5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備（第30条第3項前段の規定により昇降機を設けない場合にあっては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。）の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。</u></p> <p>（視覚障害者誘導用ブロック）</p> <p><u>第42条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所並びに自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>	<p>（視覚障害者誘導用ブロック）</p> <p><u>第31条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>
---	---

<p><u>2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第12条第11号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第6項の規定により設けられる設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び第39条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p>	
<p><u>3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p>	
<p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p><u>2 略</u></p> <p><u>3 略</u></p>
<p>(休憩施設)</p> <p><u>第43条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>(休憩施設)</p> <p><u>第32条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>
<p><u>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を1以上設けるもの</u></p>	

<p><u>とする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の施設に優先席（主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。）を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</u></p> <p>（照明施設）</p> <p><u>第44条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>	<p>（照明施設）</p> <p><u>第33条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）及び移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第116号）の一部改正に伴い、旅客特定車両停留施設の構造に関する基準を定めるとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第5号議案

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

吉川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年吉川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた項、号及び号の細目を削り、同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p><u>第4章 雑則（第54条）</u></p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>附則</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 略</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育</u></p>

施設は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア

又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設の使用に係る電子計

算機と利用申込者の使用に係る電子計算機

とを接続する電気通信回線を通じて送信

し、受信者の使用に係る電子計算機に備え

られたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設の使用に係る電子計

算機に備えられたファイルに記録された前

項に規定する重要事項を電気通信回線を通

じて利用申込者の閲覧に供し、閲覧に供し

た記録に記載した位置情報を当該利用申込

者の使用に係る電子計算機で操作すること

により当該電子計算機に備えられたファイ

ルに当該重要事項を記録する方法（電磁的

方法による提供を受ける旨の承諾又は受け

ない旨の申出をする場合にあっては、特定

教育・保育施設の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルにその旨を記録する方

法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他

これらに準ずる方法により一定の事項を確実に

記録しておくことができる物をもって調製

するファイルに前項に規定する重要事項を記

録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者がファイル

への記録を出力することによる文書を作成する

ことができるものでなければならない。

<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第39条 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>	<p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第39条 略</p> <p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p>
--	---

第49条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 略

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 略

2及び3 略

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第49条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第38条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2～9 略

（特定利用地域型保育の基準）

第53条 略

2及び3 略

第54条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができ

る。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア

又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他

これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認

定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供

<p> <u>する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u> </p>	
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運

営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第6号議案

吉川市手数料条例の一部を改正する条例

吉川市手数料条例（平成12年吉川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
区分	事務の種類	手数料の額	区分	事務の種類	手数料の額
略			略		
3 建設関係	(1)～(6) 略 (7) 長期優良住宅建築等計画の認定 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「優良住宅法」という。）第6条第2項の規定による申出をしない場合 イ 一戸建ての住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する	略	3 建設関係	(1)～(6) 略 (7) 長期優良住宅建築等計画の認定 ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「優良住宅法」という。）第6条第2項の規定による申出をしない場合 イ 一戸建ての住宅で <u>優良住宅法第6条第1項各号に掲</u>	略

<p>る法律（平成11年法律第81号） 第6条の2第3項の書面（以下「確認書」という。） 若しくは同法第5条第1項の評価書（以下「住宅性能評価書」という。）（いずれも優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合しているものに限る。）又はこれらの写しが提出されたとき。</p>			<p><u>げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限り。以下「適合証」という。）が提出されたとき。</u></p>	
<p>a 略</p>	<p>1戸につき 8,000円</p>		<p>a 略</p>	<p>1戸につき 6,000円</p>
<p>b 略</p>	<p>1戸につき 13,000円</p>		<p>b 略</p>	<p>1戸につき 10,000円</p>
			<p>(イ) 一戸建ての住宅で、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条1項に規定する設計住</p>	<p>1戸につき 23,000円</p>

	<p>(イ) 一戸建ての住宅で、<u>確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し</u>が提出されないとき。</p> <p>a 及び b 略</p> <p>(ウ) 共同住宅等で、<u>確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写し</u>が提出されたとき。</p>	略		<p><u>宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合しているものに限る。以下「住宅性能評価書」という。）の写し</u>が提出されたとき。</p> <p>(ウ) 一戸建ての住宅で<u>適合証及び住宅性能評価書の写し</u>が提出されな ないとき。</p> <p>a 及び b 略</p> <p>(エ) 共同住宅等で<u>適合証</u>が提出されたとき。</p>	略 1戸につき次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の
--	--	---	--	--	--

					<u>住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額。以下同じ。）</u>
	a 略	<u>1 件につ</u> <u>き 1 7</u> <u>, 0 0 0</u> <u>円</u>		a 略	<u>1 3, 0</u> <u>0 0円</u>
	b 略	<u>1 件につ</u> <u>き 2 5</u> <u>, 0 0 0</u> <u>円</u>		b 略	<u>2 1, 0</u> <u>0 0円</u>
				(オ) 共同住宅等で住	<u>1 戸につ</u>

	<p>(エ) 共同住宅等で、 <u>確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出されないとき。</u></p> <p>a 及び b 略 イ 略</p>	<p>略</p> <p><u>1</u>件につき アに定める額に吉川市建築基準法に基づく申請等に係る手数料条例（平成12年吉川市条例第</p>		<p><u>住宅性能評価書の写しが提出されたと</u> <u>き。</u></p> <p>(カ) 共同住宅等で、 <u>適合証及び住宅性能評価書の写しが提出されないとき。</u></p> <p>a 及び b 略 イ 略</p>	<p><u>き 72</u> <u>, 000</u> <u>円を申請</u> <u>住戸数で</u> <u>除して得</u> <u>た額</u> <u>1戸につ</u> <u>き 次に</u> <u>掲げる区</u> <u>分に応じ</u> <u>それぞれ</u> <u>に定める</u> <u>額を申請</u> <u>住戸数で</u> <u>除して得</u> <u>た額</u> 略 <u>1戸につ</u> <u>き アに</u> <u>定める額</u> <u>に吉川市</u> <u>建築基準</u> <u>法に基づ</u> <u>く申請等</u> <u>に係る手</u> <u>数料条例</u> （平成12年吉川市条例第</p>
--	--	---	--	--	--

		7号) 第 2条に定 める額を 加算した 額			7号) 第 2条に定 める額を 加算した 額
	(8) 長期優良住宅建築等 計画の変更の認定			(8) 長期優良住宅建築等 計画の変更の認定	
	ア 優良住宅法第8条 第2項において準用 する同法第6条第2 項の規定による申出 をしない場合(ウに 掲げる場合を除 く。)	1件につ き (7) アに定め る額に2 分の1を 乗じて得 た額		ア 優良住宅法第8条 第2項において準用 する優良住宅法第6 条第2項の規定によ る申出をしない場合 (ウに掲げる場合を 除く。)	1戸につ き (7) アに定め る額に2 分の1を 乗じて得 た額
	イ 優良住宅法第8条 第2項において準用 する同法第6条第2 項の規定による申出 をする場合(ウに掲 げる場合を除く。)	1件につ き アに 定める額 に吉川市 建築基準 法に基づ く申請等 に係る手 数料条例 第2条に 定める額 を加算し た額		イ 優良住宅法第8条 第2項において準用 する優良住宅法第6 条第2項の規定によ る申出をする場合 (ウに掲げる場合を 除く。)	1戸につ き アに 定める額 に吉川市 建築基準 法に基づ く申請等 に係る手 数料条例 第2条に 定める額 を加算し た額
	ウ 譲受人を決定した 場合又は優良住宅法	1件につ き 2,		ウ 譲受人を決定した 場合	1戸につ き 2,

<p>第9条第3項の規定 による区分所有住宅 の管理者等を選任し た場合</p>	<p>200円</p>		<p>200円</p>
<p>(9) 略</p>	<p>1件につ き 2, 200円</p>	<p>(9) 略</p>	<p>1戸につ き 2, 200円</p>
<p>(10) 都市の低炭素化の 促進に関する法律（平 成24年法律第84 号）第53条第1項の 規定による低炭素建築 物新築等計画の認定</p>		<p>(10) 都市の低炭素化の 促進に関する法律（平 成24年法律第84 号）第53条第1項の 規定による低炭素建築 物新築等計画の認定</p>	
<p>ア 低炭素建築物新築 等計画が都市の低炭 素化の促進に関する 法律第54条第1項 各号に掲げる基準に 適合していることを 示す書類（住宅の品 質確保の促進等に関 する法律第5条第1 項の登録住宅性能評 価機関又は建築物の エネルギー消費性能 の向上に関する法律 （平成27年法律第 53号）第15条第 1項の登録建築物エ</p>		<p>ア 低炭素建築物新築 等計画が都市の低炭 素化の促進に関する 法律第54条第1項 各号に掲げる基準に 適合していることを 示す書類（住宅の品 質確保の促進等に関 する法律第5条第1 項の登録住宅性能評 価機関又は建築物の エネルギー消費性能 の向上に関する法律 （平成27年法律第 53号）第15条第 1項の登録建築物エ</p>	

	<p>エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。)又は<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律</u>第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「<u>設計住宅性能評価書</u>」という。)が提出された場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 住戸及び共用部分(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第3条各号に掲げる部分をいう。</p>	略		<p>エネルギー消費性能判定機関が作成したものに限る。以下「適合証」という。)又は<u>住宅の品質確保の推進等に関する法律</u>第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5に適合するものに限る。以下「<u>住宅性能評価書</u>」という。)が提出された場合</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 住宅用途を含む建築物に係るもの</p> <p>a 住戸及び共用部分(公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第3条各号に掲げる部分をいう。</p>	略
--	---	---	--	---	---

<p>以下同じ。)</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) <u>申請に係る</u> <u>住戸を含む1</u> <u>の建築物の住</u> <u>戸のうち同時</u> <u>に申請された</u> <u>住戸の数</u> (以 下「<u>申請住戸</u> <u>数</u>」とい う。)が1戸 のとき。</p> <p>(c)～(f) 略</p> <p>b 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>適合証及び設計住</u> <u>宅性能評価書のい</u> <u>ずれも提出され</u> <u>ない場</u> <u>合</u></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) <u>建築物のエネルギ</u> <u>ー消費性能の向上に</u> <u>関する法律第12条第1</u> <u>項又は第13条2項の</u> <u>適合性判定</u></p> <p>ア <u>建築物のエネルギ</u> <u>ー消費性能の向上に</u> <u>関する法律第35条</u></p>			<p>以下同じ。)</p> <p>(a) 略</p> <p>(b) <u>申請住戸数</u> <u>が1戸のと</u> <u>き。</u></p> <p>(c)～(f) 略</p> <p>b 略</p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>適合証及び住宅性</u> <u>能評価書のい</u> <u>ずれも</u> <u>提出され</u> <u>ない場</u> <u>合</u></p> <p>(ア)～(ウ) 略</p> <p>(11) 略</p>	
---	--	--	---	--

<p>第1項の認定を受け たことを示す書類が 提出された場合</p>	<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メート ル未満のとき。</p> <p>1件につ き 11 , 000 円</p>			
<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メート ル以上のとき。</p>	<p>1件につ き 19 , 000 円</p>			
<p>イ ア以外の場合で、 建築物エネルギー消 費性能基準等を定め る省令第1条第1項 第1号イに定める基 準に適合するもの</p>	<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メート ル未満のとき。</p> <p>1件につ き 26 7, 00 0円</p>			
<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メート ル以上のとき。</p>	<p>1件につ き 33 4, 00 0円</p>			
<p>ウ ア以外の場合で、 建築物エネルギー消 費性能基準等を定め る省令第1条第1項</p>				

<p>第1号口に定める基準に適合するもの</p>	<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。 1件につき 10 2,000円</p>			
<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 13 0,000円</p>			
<p>(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の適合判定</p>	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p>			
<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。</p>	<p>1件につき 5, 500円</p>			
<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 9, 500円</p>			
<p>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消</p>				

<u>費性能基準等を定め る省令第1条第1項 第1号イに定める基 準に適合するもの</u>	<u>(ア) 床面積の合計が</u> <u>300平方メート</u> <u>ル未満のとき。</u>	<u>1件につ</u> <u>き 13</u> <u>3, 50</u> <u>0円</u>			
<u>(イ) 床面積の合計が</u> <u>300平方メート</u> <u>ル以上のとき。</u>	<u>1件につ</u> <u>き 16</u> <u>7, 00</u> <u>0円</u>				
<u>ウ ア以外の場合で、 建築物エネルギー消 費性能基準等を定め る省令第1条第1項 第1号ロに定める基 準に適合するもの</u>	<u>(ア) 床面積の合計が</u> <u>300平方メート</u> <u>ル未満のとき。</u>	<u>1件につ</u> <u>き 51</u> <u>, 000</u> <u>円</u>			
<u>(イ) 床面積の合計が</u> <u>300平方メート</u> <u>ル以上のとき。</u>	<u>1件につ</u> <u>き 65</u> <u>, 000</u> <u>円</u>				
<u>(14) 建築物のエネルギ ー消費性能の向上に関 する法律施行規則第1</u>					

<p><u>1条の軽微な変更</u>に該当していることを証明する書面の交付</p> <p><u>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</u></p>				
<p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u></p>	<p><u>1件につき5,500円</u></p>			
<p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u></p>	<p><u>1件につき9,500円</u></p>			
<p><u>イ ア以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの</u></p>				
<p><u>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のとき。</u></p>	<p><u>1件につき13,500円</u></p>			
<p><u>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のとき。</u></p>	<p><u>1件につき16,000円</u></p>			

<p>ウ ア以外の場合で、 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するもの</p>				
<p>(ア) 床面積の合計が 300平方メートル未満のとき。</p>	<p>1件につき 51,000 円</p>			
<p>(イ) 床面積の合計が 300平方メートル以上のとき。</p>	<p>1件につき 65,000 円</p>			
<p>(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p>	<p>1の建築物ごとに 次に掲げる額を合算して得た額</p>		<p>(12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の認定（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を伴うものを除く。）</p>	
<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p>			<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	
<p>(ア) 一戸建ての建築</p>	<p>5,000</p>		<p>(ア) 一戸建ての建築</p>	<p>1件につき</p>

<p>物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第1条第1 項第2号に規定す る住宅（以下(19) までにおいて「住 宅」という。）に 係るもの</p>	<p>0円</p>	<p>物エネルギー消費 性能基準等を定め る省令第1条第1 項第2号に規定す る住宅（以下(16) までにおいて「住 宅」という。）に 係るもの</p>	<p>き 5, 000円</p>
<p>(イ) 一戸建て以外の 住宅に係るもの</p>		<p>(イ) 一戸建て以外の 住宅に係るもの</p>	
<p>a 略</p>	<p>11, 0 00円</p>	<p>a 略</p>	<p>1件につ き 11 , 000 円</p>
<p>b 略</p>	<p>23, 0 00円</p>	<p>b 略</p>	<p>1件につ き 23 , 000 円</p>
<p>(ウ) 建築物エネルギ ー消費性能基準等 を定める省令第1 条第1項第1号に 規定する非住宅建 築物（以下(19)ま でにおいて「非住 宅建築物」とい う。）に係るもの</p>		<p>(ウ) 建築物エネルギ ー消費性能基準等 を定める省令第1 条第1号に規定す る非住宅建築物 （以下(16)まで において「非住宅建 築物」という。） に係るもの</p>	
<p>a 略</p>	<p>11, 0 00円</p>	<p>a 略</p>	<p>1件につ き 11</p>

					, 000 円
	b 略	31, 0 00円		b 略	<u>1件につ き</u> 31 , 000 円
	(エ) 複合建築物（建 築物エネルギー消 費性能基準等を定 める省令第1条第 <u>1</u> 項第1号に規定 する複合建築物を いう。以下(19)ま でにおいて同 じ。）に係るもの a 住宅部分（建 築物のエネルギ ー消費性能の向 上に関する法律 第11条第1項 に規定する住宅 部分をいう。以 下(19)までにお いて同じ。） (a)～(c) 略 b 非住宅部分 （建築物のエネ ルギー消費性能 の向上に関する	略		(エ) 複合建築物（建 築物エネルギー消 費性能基準等を定 める省令第1条第 1号に規定する複 合建築物をいう。 以下(16)までにお いて同じ。）に係 るもの a 住宅部分（建 築物のエネルギ ー消費性能の向 上に関する法律 第11条第1項 に規定する住宅 部分をいう。以 下(16)までにお いて同じ。） (a)～(c) 略 b 非住宅部分 （建築物のエネ ルギー消費性能 の向上に関する	略

<p>法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(19)までにおいて同じ。)</p> <p>(a)～(c) 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>	<p>40,000円</p>		<p>法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下(16)までにおいて同じ。)</p> <p>(a)～(c) 略</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p>	<p>1件につき 40,000円</p>
<p>a 略</p>	<p>44,000円</p>		<p>b 略</p>	<p>1件につき 44,000円</p>

(イ) 一戸建て以外の住宅又は複合建築物に係るもの		(イ) 一戸建て以外の住宅又は複合建築物に係るもの	
a 略	80,000円	a 略	1件につき き 80,000円
b 略	135,000円	b 略	1件につき き 135,000円
ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。		ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するとき。	
(ア) 略	267,000円	(ア) 略	1件につき き 267,000円
(イ) 略	432,000円	(イ) 略	1件につき き 432,000円

<p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p>		<p>エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。</p>	<p>2,000円</p>
(ア) 略	102,000円	(ア) 略	1件につき102,000円
(イ) 略	171,000円	(イ) 略	1件につき171,000円
<p>(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(建築基準法第6条第1項の</p>	<p>(15)に規定する額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める</p>	<p>(13) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(建築基準法第6条第1項の</p>	<p>(12)に規定する額に、次に掲げる区分に応じそれぞれに定める</p>

確認を伴うものに限 る。)	額を加算 して得た 額		確認を伴うものに限 る。)	額を加算 して得た 額
ア～エ 略	略		ア～エ 略	略
(17) 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第36条第1 項の認定（建築基準法 第6条第1項の確認を 伴うものを除く。）	<u>1の建築 物ごとに 次に掲げ る額を合 算して得 た額</u>		(14) 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関 する法律第31条第1 項の認定（建築基準法 第6条第1項の確認を 伴うものを除く。）	
ア 建築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第36条 第2項において準用 する同法第35条第 1項各号に適合して いることを示す書類 が提出された場合			ア 建築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第31条 第2項において準用 する同法第30条第 1項各号に適合して いることを示す書類 が提出された場合	
(ア) 略	2, 50 0円		(ア) 略	<u>1件につ き</u> 2, 500円
(イ) 一戸建て以外の 住宅に係るもの			(イ) 一戸建て以外の 住宅に係るもの	
a 略	5, 50 0円		a 略	<u>1件につ き</u> 5, 500円
b 略	11, 5 00円		b 略	<u>1件につ き</u> 11 , 500

					円
	(ウ) 非住宅建築物に係るもの			(ウ) 非住宅建築物に係るもの	
	a 略	5, 500円		a 略	1件につき 5,500円
	b 略	11, 500円		b 略	1件につき 11,500円
	(エ) 略	略		(エ) 略	略
	イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。			イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するとき。	
	(ア) 一戸建ての住宅に係るもの			(ア) 一戸建ての住宅に係るもの	
	a 略	20, 000円		a 略	1件につき 20,000円

					, 000 円
	b 略	22, 0 00円		b 略	<u>1件につ</u> <u>き</u> 22 , 000 円
	(イ) 一戸建て以外の 住宅又は複合建築 物に係るもの			(イ) 一戸建て以外の 住宅又は複合建築 物に係るもの	
	a 略	40, 0 00円		a 略	<u>1件につ</u> <u>き</u> 40 , 000 円
	b 略	67, 5 00円		b 略	<u>1件につ</u> <u>き</u> 67 , 500 円
	ウ 建築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第36条 第2項において準用 する同法第35条第 1項各号に適合して いることを示す書類 が提出されない場合 で建築物エネルギー 消費性能基準等を定 める省令第10条第 1号イ(1)及びロ(1)			ウ 建築物のエネルギー 消費性能の向上に 関する法律第31条 第2項において準用 する同法第30条第 1項各号に適合して いることを示す書類 が提出されない場合 で建築物エネルギー 消費性能基準等を定 める省令第10条第 1号イ(1)及びロ(1)	

	に定める基準に適合するとき。			に定める基準に適合するとき。	
	(ア) 略	133,500円		(ア) 略	1件につき き 133,500円
	(イ) 略	216,000円		(イ) 略	1件につき き 216,000円
	エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。			エ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に適合していることを示す書類が提出されない場合で建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するとき。	
	(ア) 略	51,000円		(ア) 略	1件につき き 51,000円
	(イ) 略	85,500円		(イ) 略	1件につき き 85,500円

	<p>(18) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の認定（建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。）</p> <p>(19) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の認定</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p>	<p>(17)に規定する額</p> <p>に、(16)に掲げる額を加算して得た額</p> <p>略</p>		<p>(15) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の認定（建築基準法第6条第1項の確認を伴うものに限る。）</p> <p>(16) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の認定</p> <p>ア～オ 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p>	<p>円</p> <p>(14)に規定する額</p> <p>に、(13)に掲げる額を加算して得た額</p> <p>略</p>	
4 産 業経 済関 係	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 犬の登録（鑑札の交付を要する場合に限る。）</p> <p>(4)～(9) 略</p>	略		4 産 業経 済関 係	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 犬の登録</p> <p>(4)～(9) 略</p>	略
略				略		

附 則

この条例中別表 3 の項の改正は公布の日から、同表 4 の項の改正は令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）の一部改正による認定対象の拡大及び認定手続の合理化に伴う手数料の額の改定並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 2 7 年法律第 5 3 号）の一部改正により適合判定が義務となる建築物の対象が拡大されたことに伴う手数料の新設をするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 4 8 年法律第 1 0 5 号）の一部改正に伴い、同法に規定するマイクロチップを装着した場合の犬の登録手数料を不要としたいので、この案を提出するものである。

第7号議案

吉川市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の創造力と感性を育むとともに、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する大きな意義を持つものです。そして、文化芸術の推進には、文化の礎たる表現の自由と、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することが重要です。

吉川市は、江戸川と中川という大きな川に挟まれ、江戸（東京）にも近いことから、江戸時代から物流と都市近郊農業で発展してきました。川と人とのつながりは、川魚料理などの食文化、八坂祭りやオビシャ行事などの祭り・行事などにも反映され、吉川の歴史と文化を育んできました。

また、公民館の開設をきっかけに、個人、団体を問わず多様な文化芸術活動が行われ、昭和51年から始まった文化祭をはじめ、様々な発表の場が人々に感動を与え、吉川の文化芸術の土台が築かれてきました。

こうした先人たちによる吉川の歴史・文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造を促進していくことは、心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現にとってなくてはならないものです。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、文化芸術基本法（平成13年法律第148号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、市における文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民、文化芸術団体、事業者及び教育機関の役割を明らかにすることにより、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民の誰もが等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加

し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 3 文化芸術施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 4 文化芸術施策の推進に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の継承及び発展が図られなければならない。
- 5 文化芸術施策の推進に当たっては、人々が集まる場所での文化の発生及び発展の重要性を踏まえ、多様な交流の場の創出が図られなければならない。
- 6 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮されなければならない。
- 7 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術がコミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーション等様々な分野に多面的に活用されるよう図られなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、文化芸術施策の推進に当たっては、法第2条各項に定める基本理念が尊重されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び実施する役割を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、その多様な文化芸術活動を相互に理解し、尊重し合うよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術についての関心と理解を深め、文化芸術活動への支援に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、自主的かつ主体的に、文化芸術に親しめる機会の創出に努めるもの

とする。

(文化芸術推進基本計画)

第8条 教育委員会は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第7条の2第1項の規定により、文化芸術の推進に関する計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めるものとする。

2 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めようとするときは、文化芸術活動を行う者その他市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めようとするときは、次条第1項に規定する吉川市文化芸術推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(審議会)

第9条 市は、文化芸術推進基本計画その他文化芸術の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、法第37条の規定により、吉川市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の推進に関すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化芸術団体の関係者

(2) 学識経験のある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉川町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第1条、第2条関係）		別表（第1条、第2条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
略		略	
文化芸術推進審議会委員	日額 6,600 円		

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、本市における文化芸術施策の基本理念等を定めたいので、この案を提出するものである。

第8号議案

吉川市部設置条例の一部を改正する条例

吉川市部設置条例（平成8年吉川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動後号細目」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には、当該移動号細目を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後号細目を加える。

改正後	改正前
<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>ア 略</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第2条 前条第1項の部の分掌事務は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 総務部</p> <p>ア～ウ 略</p> <p><u>エ 市民相談に関すること。</u></p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ 略</p> <p>シ 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 市民生活部</p> <p>ア 略</p>

<p><u>イ 人権に関すること。</u></p> <p><u>ウ 市民相談に関すること。</u></p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>キ 略</p> <p>ク 略</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p> <p>(6)及び(7) 略</p> <p>2 略</p>
---	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

当市の人権、市民相談、男女共同参画等に関する施策を一体的に推進するため、分掌事務の見直しを行いたいので、この案を提出するものである。

第9号議案

吉川市減債基金条例

(設置)

第1条 市債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、吉川市減債基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、当該積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により財源が不足する場合において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (2) 市債の償還額が他の年度に比して多額となる年度において、市債の償還の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 市債のうち地方税の減収補てん又は財源対策のため発行を許可されたものの償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

普通地方交付税として令和3年度の臨時財政対策債を償還するための基金の積立てに要する経費が措置されることを契機に、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、吉川市減債基金を設置したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定により、この案を提出するものである。

第10号議案

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

吉川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年吉川町条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（<u>民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）</u>）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第1</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定は、第14条第2項第14号の2に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあ</p>

64号) 第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合

り、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(特別休暇)

第14条 略

2 職員は、次に掲げる場合に、それぞれの場合

<p>について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p><u>(12)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間</u></p> <p>(13)～(14) 略</p> <p>(14)の2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(20) 略</p>	<p>について定める期間、特別休暇を受けることができる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13)～(14) 略</p> <p>(14)の2 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。） 、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この号及び第15条において「要介護者」という。）の介護その他規則で定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(15)～(20) 略</p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

職員の不妊治療と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る休暇を新たに設けるとともに、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものである。

第11号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年吉川町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目（以下「移動号細目」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動号細目を当該移動後条項等とし、移動号細目に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動号細目（以下「削除号細目」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動号細目が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(7)</u> <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(1)</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）</p>

が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 略

イ及びウ 略

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 略

が1歳6月に達する日（以下「1歳6月到達日」という。）（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 略

イ及びウ 略

（部分休業をすることができない職員）

第20条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 略

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

（部分休業の承認の取消事由）

第23条 略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合
における措置等)

第24条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第25条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年2月22日提出

提案理由

職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、育児休業等の取得要件の緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行いたいので、この案を提出するものである。

第12号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その12）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 市議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで
- 4 請負金額 352,000,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市中央三丁目38番地9
氏名又は名称 金杉建設株式会社吉川支店
代表者職氏名 支店長 藤沼修

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

吉川美南駅東口周辺地区盛土工事（その12）の請負契約を締結したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第13号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区上下水道管布設工事（その7）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 市議会の議決を得た日から令和4年3月28日まで
変更後 市議会の議決を得た日から令和4年7月29日まで
- 4 請負金額 変更前 272,800,000円
変更後 260,700,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市吉川一丁目28番地8
氏名又は名称 日清建設株式会社東部営業所
代表者職氏名 所長 早川明男

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区上下水道管布設工事（その7）の請負契約について、一部の土地の借上げ交渉が難航し、その部分の工事を令和4年度以降に先送りする必要性が生じたことや、JR武蔵野線の側道の暫定切替え工事に当たり、交通管理者との協議に不測の時間を要したこと等から、工期及び請負金額の変更をしたいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第14号議案

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて議決を求める。

- 1 工 事 名 吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その8）
- 2 工事場所 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業地内
- 3 工 期 変更前 市議会の議決を得た日から令和4年3月28日まで
変更後 市議会の議決を得た日から令和4年6月30日まで
- 4 請負金額 275,000,000円
- 5 受注者 住 所 埼玉県吉川市中央三丁目38番地9
氏名又は名称 金杉建設株式会社吉川支店
代表者職氏名 支店長 藤沼修

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

令和3年6月11日付けで効力が発生した吉川美南駅東口周辺地区水路工事（その8）の請負契約について、11月と12月の大雨により、隣接する準用河川上第二大場川の増水で作業区域が冠水し、工事の進捗に影響が生じたことから、工期を変更したいので、吉川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年吉川町条例第6号）第2条の規定により、この案を提出するものである。

第15号議案

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて議決を求める。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

埼玉県都市競艇組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
組合市町村	組合市町村
秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東 松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入 間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川 市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡 市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川 町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿 野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄 居町 宮代町 杉戸町 松伏町 <u>埼玉県都市ボ ートレース企業団</u> 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏 水道企業団 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代衛生 組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総 合事務組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛 生組合 皆野・長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈 衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東 松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入 間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川 市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高 市 吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 白岡 市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川 町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿 野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄 居町 宮代町 杉戸町 松伏町 <u>埼玉県都市競 艇組合</u> 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞 地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀬下水道組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西

合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組合
 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業
 団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村
 圏組合 坂戸地区衛生組合 入間東部地区事務
 組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村
 圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全
 組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村
 圏組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消
 防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越
 生・鳩山公共下水道組合 広域利根斎場組合
 大里広域市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼
 玉東部消防組合 草加八潮消防組合

部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄上里学
 校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、
 鶴ヶ島下水道組合 秩父広域市町村圏組合 坂
 戸地区衛生組合 入間東部地区事務組合 吉川
 松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩
 北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂
 戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合
 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合
 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公
 共下水道組合 広域利根斎場組合 大里広域市
 町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防
 組合 草加八潮消防組合

別表第2 (第4条関係)

共同処理 する事務	組合市町村
第4条第 1号に掲 げる事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田 市 入間市 朝霞市 志木市 和 光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴 ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ 野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山 町 小川町 川島町 吉見町 鳩 山町 ときがわ町 横瀬町 皆野

別表第2 (第4条関係)

共同処理 する事務	組合市町村
第4条第 1号に掲 げる事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田 市 入間市 朝霞市 志木市 和 光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷 市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴 ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ 野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山 町 小川町 川島町 吉見町 鳩 山町 ときがわ町 横瀬町 皆野

<p>町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居 町 宮代町 杉戸町 松伏町 <u>埼 玉県都市ボートレース企業団</u> 埼 葛斎場組合 越谷・松伏水道企業 団 蓮田白岡衛生組合 久喜宮代 衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 桶 川北本水道企業団 小川地区衛生 組合 皆野・長瀨下水道組合 上 尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛 生組合 北本地区衛生組合 入間 西部衛生組合 東埼玉資源環境組 合 本庄上里学校給食組合 坂 戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴 ヶ島下水道組合 秩父広域市町村 圏組合 坂戸地区衛生組合 入間 東部地区事務組合 吉川松伏消防 組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環 境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組 合 比企広域市町村圏組合 埼玉 県央広域事務組合 西入間広域消 防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組 合 広域利根斎場組合 大里広域 市町村圏組合 埼玉西部消防組合 埼玉東部消防組合 草加八潮消 防組合</p>	<p>町 長瀨町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居 町 宮代町 杉戸町 松伏町 <u>埼 玉県都市競艇組合</u> 埼葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田白 岡衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市 町村総合事務組合 桶川北本水道 企業団 小川地区衛生組合 皆 野・長瀨下水道組合 上尾桶川伊 奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間西部衛生 組合 東埼玉資源環境組合 本庄 上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道 組合 秩父広域市町村圏組合 坂 戸地区衛生組合 入間東部地区事 務組合 吉川松伏消防組合 児玉 郡市広域市町村圏組合 彩北広域 清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広 域市町村圏組合 埼玉県央広域事 務組合 西入間広域消防組合 埼 玉中部環境保全組合 毛呂山・越 生・鳩山公共下水道組合 広域利 根斎場組合 大里広域市町村圏組 合 埼玉西部消防組合 埼玉東部 消防組合 草加八潮消防組合</p>
---	---

略	略

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

第16号議案

副市長の選任について

副市長に次の者を選任することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 篠田好充

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

副市長の椎葉祐司氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、その後任者を選任することについて同意を得たいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 篠田好充
生年月日 ○○○○○○○○
住 所 ○○○○○○○○
最終学歴 ○○○○○○○○
経 歴

昭和57年 4月から

吉川市役所（吉川町役場）勤務

現在に至る

（吉川市役所勤務中の主な職）

平成15年4月 政策室合併担当主幹
平成17年4月 総務部市民課長
平成18年4月 総務部財政課長兼工事検査課長
平成20年4月 総務部次長兼財政課長
平成21年4月 政策室次長兼政策室主幹
平成23年4月 教育委員会事務局教育部長
平成29年4月 議会事務局長
平成31年4月 議会事務局次長兼総務係長（再任用）

第17号議案

教育委員会教育長の任命について

教育委員会教育長に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 戸張利恵

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

教育委員会教育長の戸張利恵氏が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、再度任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 戸張利恵
生年月日 ○○○○○○○○
住 所 ○○○○○○○○
最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和56年	4月から	越谷市立蒲生南小学校教諭
平成3年	3月まで	
平成3年	4月から	越谷市立大相模小学校教諭
平成10年	3月まで	
平成10年	4月から	越谷市立越ヶ谷小学校教諭
平成14年	3月まで	
平成14年	4月から	三郷市立さつき小学校教諭
平成17年	3月まで	
平成17年	4月から	越谷市教育委員会指導主事
平成22年	3月まで	
平成22年	4月から	三郷市立鷹野小学校教頭
平成24年	3月まで	
平成24年	4月から	越谷市立桜井小学校長
平成26年	3月まで	
平成26年	4月から	吉川市教育委員会事務局教育部副部長兼学校教育課長
平成28年	3月まで	
平成28年	4月から	越谷市立南越谷小学校長
平成31年	3月まで	
平成31年	4月から	吉川市教育委員会教育長
現在に至る		

第18号議案

農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする
ことについて

農業委員会委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする
ことについて同意を求める。

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会委員の任命に当たり、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）
第8条第5項に規定する認定農業者等が委員の過半数に至らなかったため、農業委員会等
に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1号の規定に基づき、委
員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とするについて同意を得たい
ので、この案を提出するものである。

第19号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 岡田初幸

生年月日 ○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として岡田初幸氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 岡田初幸

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和54年 4月から

吉川市役所（吉川町役場）勤務

平成30年 3月まで

昭和54年 4月から

兼業にて就農

現在に至る

平成30年 4月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成30年 4月から

上内川第1農事組合長

現在に至る

令和 4年 1月から

認定農業者

現在に至る

第20号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 中村健一

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として中村健一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 中村健一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和49年 4月から

草加市役所勤務

令和 3年 3月まで

昭和49年 4月から

兼業にて就農

令和 3年 3月まで

令和 3年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成23年 4月から

八子新田第1農事組合長

平成25年 3月まで

令和 2年 4月から

八子新田自治会長

現在に至る

第21号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 森田文雄

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として森田文雄氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 森田文雄

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和57年 4月から

野田市役所勤務

現在に至る

昭和57年 4月から

兼業にて就農

現在に至る

平成18年 4月から

下広第2農事組合長

平成22年 3月まで

第22号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 吉野武司

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として吉野武司氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 吉野武司

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和49年 4月から

○○○○○○○○○

昭和52年 5月まで

昭和49年 4月から

兼業にて就農

平成28年 3月まで

昭和53年 5月から

○○○○○○○○○

昭和54年 2月まで

昭和54年 4月から

吉川市役所（吉川町役場）勤務

平成28年 3月まで

平成28年 4月から

専業にて就農

現在に至る

令和 3年 4月から

飯島自治会副会長

現在に至る

第23号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 鈴木浩一

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として鈴木浩一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 鈴木浩一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和46年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成18年 4月から

関新田農事組合長

平成20年 3月まで

平成20年 3月から

認定農業者

現在に至る

第24号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 高鹿武男

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として高鹿武男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 高鹿武男

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和48年 4月から

○○○○○○○○○

平成21年 9月まで

平成12年11月から

兼業にて就農

現在に至る

平成23年 1月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成26年 4月から

保第1農事組合長

現在に至る

第25号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 戸井田隆

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として戸井田隆氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 戸井田隆

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和50年 4月から

埼玉県立高等学校勤務

平成30年 3月まで

昭和50年 4月から

兼業にて就農

平成30年 3月まで

平成29年 4月から

中新田地区農事組合長

現在に至る

平成29年 4月から

埼玉県農業共済組合支部長（中新田地区）

現在に至る

平成30年 4月から

専業にて就農

現在に至る

第26号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 柏咲子

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として柏咲子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 柏咲子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

平成 5年 4月から

○○○○○○○○

平成17年 6月まで

平成19年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成24年 6月から

さいかつ農業協同組合フレッシュファーム産直部入部

現在に至る

令和 2年 2月から

S-GAP取得

現在に至る

令和 3年 3月から

認定農業者

現在に至る

第27号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 渡邊慎也

生年月日 ○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として渡邊慎也氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 渡邊慎也

生年月日 ○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○

経 歴

平成14年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成23年 4月から

吉川市農業青年会議所会員

現在に至る

平成25年 3月から

認定農業者

現在に至る

第28号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○

氏 名 水村進

生年月日 ○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、新たな農業委員会委員として水村進氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 水村進

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和53年 4月から さいかつ農業協同組合（吉川町農業協同組合・埼玉吉川農業協同組合）勤務
令和 2年 3月まで

昭和53年 4月から 兼業にて就農
令和 2年 3月まで

平成19年 4月から 松高農事組合長
平成21年 3月まで

平成31年 4月から 松高農事組合長
令和 3年 3月まで

令和 2年 4月から 専業にて就農
現在に至る

令和 4年 1月から 認定農業者
現在に至る

第29号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 吉澤宏

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として吉澤宏氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 吉澤宏

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和63年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成13年 2月から

認定農業者

現在に至る

平成24年 2月から

さいかつ農業協同組合フレッシュファーム産直部部长

平成30年 1月まで

平成29年 4月から

川藤第2地区農事組合長

平成31年 3月まで

平成31年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

第30号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 宇野直樹

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として宇野直樹氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 宇野直樹

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和62年 4月から

○○○○○○○○○

現在に至る

昭和62年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成23年11月から

埼玉県指導農業士

現在に至る

平成31年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

第31号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 立原司朗

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として立原司朗氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 立原司朗

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和50年	4月から	○○○○○○○○○
平成12年	3月まで	
昭和50年	4月から	兼業にて就農
平成12年	3月まで	
平成12年	3月から	専業にて就農
現在に至る		
平成13年	4月から	皿沼農事組合長
平成22年	3月まで	
平成14年	5月から	認定農業者
現在に至る		
平成20年	6月から	さいかつ農業協同組合理事
平成29年	6月まで	
平成29年	6月から	さいかつ農業協同組合代表監事
令和 2年	6月まで	
平成22年	2月から	吉川市農業委員会委員
平成31年	3月まで	
平成31年	4月から	吉川市農業委員会会長
現在に至る		
平成31年	4月から	吉川市地域農業再生協議会副会長
現在に至る		
令和 元年	12月から	さいかつ農業協同組合管内農作業受委託料金協議会会長
現在に至る		
令和 元年	12月から	吉川市土地開発公社理事
現在に至る		

第32号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 馬卷俊一

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として馬卷俊一氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 馬卷俊一

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和53年 4月から
吉川市役所（吉川町役場）勤務

平成30年 3月まで

昭和53年 4月から
兼業にて就農

平成30年 3月まで

平成30年 4月から
専業にて就農

現在に至る

平成30年 4月から
関農事組合長

現在に至る

平成31年 4月から
吉川市農業委員会委員

現在に至る

令和 2年12月から
葛西用水路土地改良区総代

現在に至る

令和 4年 1月から
認定農業者

現在に至る

（吉川市役所勤務中の主な職）

平成21年4月 市民生活部市民安全課長

平成24年4月 工事検査課長

第33号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 萩原豊子

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として萩原豊子氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 萩原豊子

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和45年 4月から

松伏町役場勤務

平成22年 3月まで

昭和50年 1月から

兼業にて就農

令和 3年 3月まで

平成22年 4月から

松伏町社会福祉協議会勤務

令和 3年 3月まで

令和 3年 4月から

専業にて就農

現在に至る

平成25年 1月から

さいかつ農業協同組合吉川地区女性部部长

平成29年 6月まで

平成29年 6月から

さいかつ農業協同組合女性部本部長

令和 2年 5月まで

令和 2年 6月から

さいかつ農業協同組合女性部副本部長

現在に至る

平成27年 6月から

さいかつ農業協同組合理事

平成30年 5月まで

平成31年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

第34号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 多々良俊明

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として多々良俊明氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 多々良俊明

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和45年 4月から さいかつ農業協同組合（吉川町農業協同組合・埼玉吉川農業協同組合）勤務
平成22年 3月まで

昭和45年 4月から 兼業にて就農
平成22年 3月まで

平成22年 4月から 専業にて就農
現在に至る

平成28年 1月から 認定農業者
現在に至る

平成28年 4月から 吉川市農業委員会委員
現在に至る

平成29年 6月から さいかつ農業協同組合理事
現在に至る

第35号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 齊藤忠男

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として齊藤忠男氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 齊藤忠男

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和40年 4月から ○○○○○○○○

昭和43年 3月まで

昭和43年 5月から ○○○○○○○○

平成13年 3月まで

昭和61年 4月から 兼業にて就農

平成13年 3月まで

平成13年 4月から 専業にて就農

現在に至る

平成13年 7月から ○○○○○○○○

現在に至る

平成20年 4月から 八子第2地区農事組合長

平成22年 3月まで

平成21年 4月から 葛西用水路土地改良区理事

現在に至る

平成25年 2月から 吉川市農業委員会委員

平成28年 3月まで

平成28年 4月から 吉川市農地利用最適化推進委員

平成31年 3月まで

平成31年 4月から 吉川市農業委員会委員

現在に至る

第36号議案

農業委員会委員の任命について

農業委員会委員に次の者を任命することについて同意を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 辻田満

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

農業委員会の全ての委員が令和4年3月31日をもって任期満了となるため、引き続き農業委員会委員として辻田満氏を任命することについて同意を得たいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 辻田満

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和48年 4月から

○○○○○○○○○

平成16年 9月まで

平成16年11月から

○○○○○○○○○

現在に至る

平成28年 4月から

吉川市農業委員会委員

現在に至る

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員として次の者を推薦したいので意見を求める。

住 所 ○○○○○○○○

氏 名 菊地徹

生年月日 ○○○○○○○○

令和4年2月22日提出

吉川市長 中原恵人

提案理由

人権擁護委員の森田扶美子氏が令和4年6月30日をもって任期満了となるため、その後任者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、この案を提出するものである。

経 歴 書

氏 名 菊地徹

生年月日 ○○○○○○○○

住 所 ○○○○○○○○

最終学歴 ○○○○○○○○

経 歴

昭和 5 2 年 4 月から

吉川市役所（吉川町役場）勤務

平成 2 7 年 3 月まで

（吉川市役所勤務中の主な職）

平成 1 8 年 4 月 総務部庶務課長

平成 2 2 年 4 月 健康福祉部子育て支援課長

平成 2 5 年 4 月 総務部市民課長